（業務報告書の提出）

第四十四条　基金は、毎年三月、六月、九月及び十二月の末日における各四半期ごとの業務についての報告書を作成し、翌月十五日までに、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、基金は、毎事業年度、令第三十条第一項の規定による積立金の運用に係る法第百二十五条第三項に規定する業務についての報告書を作成し、令第三十条の二第一項に規定する基本方針を添えて、翌事業年度九月三十日までに、厚生労働大臣に提出しなければならない。

（給付に関する通知等）

第四十五条　（略）

2　（略）

3　第一項の通知を受けた受給権者は、遅滞なく、加入員証を廃棄しなければならない。

4　第一項の通知を受けた法第百三十三条において準用する法第十六条の規定による一時金の支給を受けることとなった者は、遅滞なく、死亡者の加入員証（死亡者が年金受給権者であったときは、当該年金の年金証書）を廃棄しなければならない。

（年金証書の改訂等）

第四十六条　基金は、第十六条の規定により氏名変更の届出があったときは、改訂した年金証書を、受給権者に送付しなければならない。

2　受給権者は、前項の規定により送付された年金証書を受理した場合は、遅滞なく、変更前の氏名が記載された年金証書を廃棄しなければならない。

（中途脱退者に対する通知等）

第五十六条　（略）

2　法第百三十七条の十七第八項の規定による公告は、連合会の事務所の掲示板に掲示するとともに、連合会のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

3　前項の公告を連合会のウェブサイトへの掲載を行う場合においては、第一項第三号に規定する年金及び一時金の額を公告することを要しない。

（準用規定）

第六十三条　次の表の上欄に掲げる規定は、それぞれ同表の下欄に掲げる事項について準用する。

（略）	（略）	（略）
第十四条から第二十四条まで	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

2　前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）

（業務報告書の提出）

第四十四条　基金は、毎年三月、六月、九月及び十二月の末日における各四半期ごとの業務についての報告書二通を作成し、それぞれ翌月十五日までに、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、基金は、毎事業年度、令第三十条第一項の規定による積立金の運用に係る法第百二十五条第三項に規定する業務についての報告書二通を作成し、令第三十条の二第一項に規定する基本方針を添えて、翌事業年度九月三十日までに、厚生労働大臣に提出しなければならない。

（給付に関する通知等）

第四十五条　（略）

2　（略）

（新設）

（新設）

（年金証書の改訂等）

第四十六条　基金は、第十六条の規定により年金証書の提出を受けたときは、これを改訂し、受給権者に返付しなければならない。

（新設）

（中途脱退者に対する通知等）

第五十六条　（略）

2　法第百三十七条の十七第八項の規定による公告は、連合会の事務所の掲示板に掲示して行うものとする。

（新設）

（準用規定）

第六十三条　次の表の上欄に掲げる規定は、それぞれ同表の下欄に掲げる事項について準用する。

（略）	（略）	（略）
第十四条（第二項第三号を除く。）から第二十四条まで	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

2　前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）